相続財産診断のご案内

平成 27 年 1 月改正以降、納税者のうち 10 人に 1 人に相続税の納税義務が生じ、申告する人が増えました。

相続税が納税者にとってより身近になった中、相続税がどれくらい発生するのか不安に感じる方も多いと思います。

また相続では、“争続”の回避、納税資金の対策、節税対策など、様々なことを考慮する必要があるため、事前対策が重要となってきます。

そこで、当事務所では相続財産診断を行っております。相続財産診断では様々なことの把握ができます。

・現状の財産（現金預金、不動産、動産など）

・実際どのくらい相続税が発生するのか

・節税対策　　など

事前対策をしっかり行うことは、円満な相続につながります。

当事務所では、経験豊かなスタッフが相続財産診断を行っております。

お気軽にお問い合わせください。